

報告第9号

令和7年度伊賀市水道事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

令和7年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	小田浄水場消石灰 注入設備攪拌機他 更新工事	22,330,000	0	22,330,000	0	0	22,330,000	0	0	機器・部材の納入 に日数を要するた め。
		ゆめが丘浄水場ジ ブクレーン設置工 事	2,729,100	1,090,000	1,639,100	0	0	1,639,100	0	0	当該機器の安全性 確認に不測の日数 を要するため。
		小田浄水場北部配 水池向3号送水ポ ンプ更新工事	24,200,000	0	24,200,000	0	24,200,000	0	0	0	機器・部材の納入 に日数を要するた め。
		ゆめが丘浄水場照 明器具LED化工事	73,432,200	0	73,432,200	0	73,400,000	32,200	0	0	機器・部材の納入 に日数を要するた め。



		事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	重要給水施設配水管事業 配水管布設替工事 (青山中学校工区)	144,232,000	0	144,232,000	33,065,000	104,700,000	6,467,000	0	0	私有地に埋設する必要が生じ、地権者の承諾を得るのに不測の日数を要するため。
		水道施設整備事業 送配水管仮設工事 (伊賀上野橋工区)	60,908,100	24,150,000	36,758,100	0	0	36,758,100	0	0	国発注工事の工程調整により、年度内の完成が見込めないため。
		伊賀市上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託	3,350,830	0	3,350,830	0	0	3,350,830	0	0	導入システムの新機能である公金収納に係る電子化対応に日数を要するため。
	計		628,087,630	58,180,000	569,907,630	66,398,000	362,500,000	141,009,630	0	0	